

5 文科初第 1355 号
令和 5 年 10 月 20 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各國公立大学法人の
長
文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省総合教育政策局長
望月 祐
文部科学省初等中等教育局長
矢野 和彦

「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために
～全国の学校関係者の皆様へ～」
—文部科学大臣メッセージの公表について（通知）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）が成立し、令和 4 年 4 月 1 日より施行されたことを踏まえ、文部科学省においては、これまで、法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本的指針」という。）の策定、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の作成・公表、児童生徒等に対する性暴力等を行った教育職員等への厳正な対処等の促進、子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進、特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベースの整備など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を実施してきました。また、各学校設置者をはじめとする関係者におかれても法及び基本的指針を踏まえた取組を進めていただいてきたところです。

しかしながら、法施行後も教育職員等による児童生徒性暴力等の事案が相次いで発覚し、報道されております。このようなごく一部の教育職員が、教師という立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことは、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育全体の信用が毀損されることに繋がります。児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等に対する社会からの信頼が毀損されることはあるはずではありません。

こうした状況に鑑み、本日、文部科学大臣メッセージ「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」を公表しました。各教育委員会、国公立大学法人、学校法人、地方公共団体等の関係者におかれでは、本メッセージを踏まえ、改めて「児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせない」という断固たる決意の下、法及び基本的指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いします。

こうした法の趣旨や基本的指針の内容を踏まえた対応が適切に行われることは、児童生徒等を性暴力等から守ることであるとともに、学校が安心して過ごせる場であるということを社会に示すために必要な取組です。

特に、国公私立の各学校設置者におかれでは、改めて法及び基本的指針を確認し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び事案発生時の適切な対応のため、速やかに全ての教育職員等に対して、文部科学省が作成した研修用動画や取組事例集等を活用するなどして、法や基本的指針を踏まえた研修を改めて実施するなど、児童生徒性暴力防止等のために必要な措置を講ずるようお願いいたします。

また、万が一にも教育職員等による児童生徒性暴力等が行われた場合に、その早期発見・対応に資するよう、各都道府県・政令指定都市におかれでは、年内を目途に、児童生徒性暴力等の通報及び相談を受け付けるための体制の整備とともに、域内の市町村や学校を設置する国公立大学法人、所轄の学校法人等と連携し、当該相談窓口等について域内の学校の教育職員等及び児童生徒等への周知をお願いいたします。各都道府県・政令指定市における相談体制の整備・周知の状況については必要に応じてフォローアップすることを予定しています。

そして、任命権者等におかれでは、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、法及び基本的指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

また、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように、子供たちに対する「生命（いのち）の安全教育」についても取組をお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれましては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれましては域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）及び所轄の学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。）に対して、各指定都市・中核市長におかれましては所轄の幼保連携型認定こども園に対して、各國公立大学長におかれましてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては所轄の学校設置会社に対して、この内容について周知くださるようお願いします。

【別添資料一覧】

- 別添資料1 「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために
～全国の学校関係者の皆様へ～」文部科学大臣メッセージ
- 別添資料2－1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(令和3年法律第57号) 概要
- 別添資料2－2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 主な内容
- 別添資料2－3 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員等向け研修用動画の作成・公表
- 別添資料3 生命（いのち）の安全教育について

【参考 URL】

《児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画》

概要：文部科学省では令和5年3月に、先進的な取組を進める教育委員会等のノウハウや、専門的知見をまとめた取組事例集を作成・公表しました。また、教育職員向けの研修にそのまま使えるように、(1)法の基礎知識の習得や

(2)当事者意識・課題意識の醸成、(3)早期発見・初動対応の 3 編に分けて研修用動画についても作成・公表しました。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html

『児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について』

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要をはじめ、これまで発出された通知や動画、行政資料など各種情報をまとめたポータルサイトにてまとめています。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

『性犯罪・性暴力対策の強化について』

概要：「生命（いのち）の安全教育」の教材をはじめ、「生命（いのち）の安全教育」を実施するに当たり参考となる情報を掲載し、随時更新しております。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために
～全国の学校関係者の皆様へ～
－文部科学大臣メッセージ－

全国の教育職員等の皆様におかれでは、日々子供たち、保護者、地域住民の皆様との信頼関係を築きながら子供たちの指導にご尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

一方で、ごく一部ではありますが、教師という立場を悪用して子供たちに対して「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等が行われている事案が発生していることは言語道断であり、そのことにより、子供たちの尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、子供たちの成長を真に願いながら指導されている大多数の教育職員等の皆様に対する社会からの信頼が毀損されるような事態が生じていることについて、誠に遺憾に思っています。

令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止、早期発見・対応のための取組が国、自治体、学校等において進められてきましたが、いまだ教育職員等による許しがたい児童生徒性暴力等が発生していることを踏まえ、各学校設置者及び任命権者におかれでは、子供たちを性暴力等から守りぬくため、改めて、教育職員等に対する研修や、相談体制の整備・周知など必要な措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

また、子供たちが被害に遭ってしまった際に声を上げられるようにすることも重要であり、「生命（いのち）の安全教育」に取り組むようお願いいたします。

そして、万が一にも、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、同法及び同法に基づく基本的指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

文部科学省においても、児童生徒等を一部の悪意ある教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、引き続き全力で対策を進めてまいります。

令和5年10月20日
文部科学大臣 盛山正仁

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者**教育職員等**：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員**特定免許状**：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が**失効者等**：失効又は免許状取上げ処分となった者**児童生徒性暴力等**（第2条第3項）：

- ①児童生徒等に性交等をすること又は性交等をさせること、
- ②児童生徒等にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること、
- ③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
- ④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない**。

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）

※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。

- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

○ 教育職員等・児童生徒等に対する啓発（第13条・第14条）

- ・教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
- ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発

○ 特定免許状失効者等に関するデータベース（第7条・第15条）

- ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務

○ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会（第16条）

- ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

○ 早期発見のための措置（第17条）

- ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備

○ 児童生徒性暴力等に対する措置（第18条・第19条）

- ・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
- ・学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
- ・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施

○ 学校に在籍する児童生徒等の保護・支援（第20条）

⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

○ 特定免許状失効者等に対する再授与（第22条）

- ・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能

- ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと

○ 都道府県教育職員免許状再授与審査会（第23条）

- ・都道府県教委に設置
- ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

1. はじめに（抄）

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行うことは、言語道断である。しかし、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒免職等を受ける教育職員等は後を絶たず、なかには、教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。加えて、一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはある。
- こうした状況を受け、第204回国会において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が5派共同提案により提出され、衆参全会一致で成立した。本法により、**教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反**とされたほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。
- 今もまさに被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法の施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない。「社会の宝」である子供を児童生徒性暴力等から守り抜くことは、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。**文部科学省**はもとより、学校、教育委員会、学校法人、警察等の関係者は、法の基本理念を十分に理解し、**児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせない**という断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある。本基本指針は、こうした認識の下、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応 関係

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及びその学校において定期的なアンケート調査等を実施。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した**教育相談体制**を整備。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、**学校・学校の設置者・所轄の警察署で情報共有**を図り、迅速に対処するとともに、**被害児童生徒等に必要な保護・支援**を実施。（被害児童生徒等を徹底して守り抜く。悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことがあってはならない。）
- **学校の設置者は、初期段階から事案の対処のために積極的に対応。**専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を実施し、懲戒処分等の厳正な対処につなげる。

3. データベース 関係

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、**当面、少なくとも40年間分**の記録を蓄積。
- 免許管理者は、**法の基本理念**（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶 等）を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。
- **データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付けられており、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施。**

4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- **児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない**ことが、再授与審査の基本的な趣旨。
 - 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者的心情等に照らして、総合的に判断。
 - 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、**少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性**が必要であり、**児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わない**ことが適当。
 - 免許状の再授与が適当であることの**証明責任は申請者自身**にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出。
 - 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、**原則として、出席委員の全会一致をもって議決**。
- ※ 文部科学省は、再授与審査に関して**全国で統一的な運用**を図るため、
- ①**再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類例**を基本指針において示すとともに、
 - ②**職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を実施。**

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・対処のために任命権者、学校設置者及び学校が実施すべき主な内容

未然の防止関係

※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文部科学大臣決定)」を元に作成

- 任命権者等は、**常勤・非常勤等の任用形態等に関わらず、教育職員等を任命又は雇用する際、法第15条第1項のデータベースを活用しているか。また、採用関係書類等で賞罰歴を確認しているか**
- 校内研修等の機会を通じて、**教育職員等に対する啓発を計画的に実施しているか**
- 児童生徒等自身が被害を予防できるよう、**啓発・周知徹底しているか**
- 児童生徒性暴力等の防止・対処に関し**必要なルール (SNS等による私的なやりとりの制限等に関する規則・指針等) や取組を整理・保護者等も含め周知しているか**
- 他の児童生徒等や教育職員等の目が届きにくい環境となる場面を可能な限り減らすよう、**執務環境の見直しや組織的な教育指導体制の構築等を行っているか**

早期発見関係

- 児童生徒等に対して早期発見のための**アンケート調査等を定期的に実施しているか**

対処関係（事案の発生前）

- 児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際の**対応方針**について、あらかじめ整理しているか

対処関係（事案の発生後）

- 児童生徒等と当該教育職員等との接触を避けるなど、必要な措置を講じているか
- 学校管理職は、**事実確認の結果を待つことなく、学校設置者に通報しているか**
- 専門家の協力を得て、児童生徒性暴力等の**事実の有無を速やかに調査しているか**
- 犯罪の疑いがあると思われるときは、**速やかに所轄警察署に通報しているか**
- 児童生徒性暴力等の事実が認められる場合、**懲戒免職等、適正かつ厳正な措置を実施しているか**
- 雇用関係が消滅した後に児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した場合でも、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに警察に通報しているか**
- 学校設置者は**懲戒解雇を行った場合、速やかに所轄庁に報告しているか**

児童生徒等への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集 及び教育職員等向け研修用動画を作成・公表しました



文部科学省では、教育委員会や学校において必要かつ適切に対応が行われるよう、先進的な取組を進める教育委員会等のノウハウや、専門的知見をまとめた取組事例集を作成・公表しました。また、教育職員向けの研修にそのまま使えるように、(1)法の基礎知識の習得や(2)当事者意識・課題意識の醸成、(3)早期発見・初動対応の3編に分けて研修用動画についても作成・公表しました。ぜひご活用ください。

【文科省HP URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html

1. 取組事例集（「教育職員等による性暴力等防止に関する取組事例集-学校での性暴力から子供を守る-」）



教育職員等による性暴力等の防止のための取組を先進的に進める教育委員会へのヒアリング等を通じて得られた、取組を進めるノウハウや、専門的知見をまとめた取組事例集
具体的には、

- (1)性暴力防止に関する知識を身に付け活用できること（【知る】編）
 - (2)早期発見ができるようになること（【見つける】編）
 - (3)事案発生させにくい環境整備・発生した後迅速に対応できるようになること（【守る】編）
- の大きく3つにわけ、教育委員会や現場の教員にわかりやすいように整理しています。



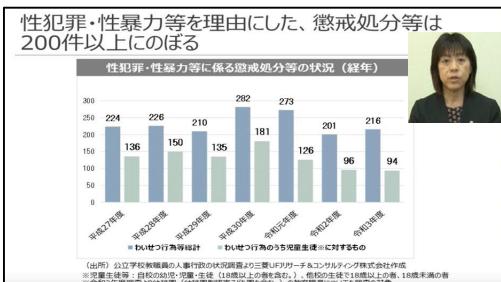
↑【QRコード】

1.事例集、
2.研修動画
ともに掲載しています

2. 教育職員向け研修用動画

教育職員等に対し、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修動画。法における「児童生徒性暴力等」の定義や法により求められる措置等、当事者意識・課題意識の醸成、有効な早期発見・初動対応に関して、具体的な事例をもとに検討できるものとなっています。

①児童生徒性暴力等の防止に関する基礎の習得 (講師：上谷さくら 弁護士)



②当事者意識・課題意識の醸成（事例） (講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授 一般社団法人「もふもふネット」代表理事)

1. 非機能的認知
(思考の誤り、認知の歪み)
～反社会的行動を支える反社会的認知
■ 行動を変えるには、その行動を支えている思考を変える。

③早期発見・初動対応の実践（事例） (講師：後藤弘子 千葉大学大学院教授、 NPO法人ヒューマンライツナウ副理事長)

思い込んでいませんか？
「児童生徒性暴力なんて起こるわけない」
「自分はそんなことしないから関係ない」
「同僚の先生でそんなことをする人はいない」
と思っていますか？
児童生徒性暴力等はどこでも起ります。
起こってしまえばあなたの教え子に影響が出ます。
教育職員としてのあなた自身に影響が出ます。
あなたが踏み出す一歩が安心安全な学校を作ります

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

(教材の主な内容)



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



「生命（いのち）の安全教育」について～性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために～

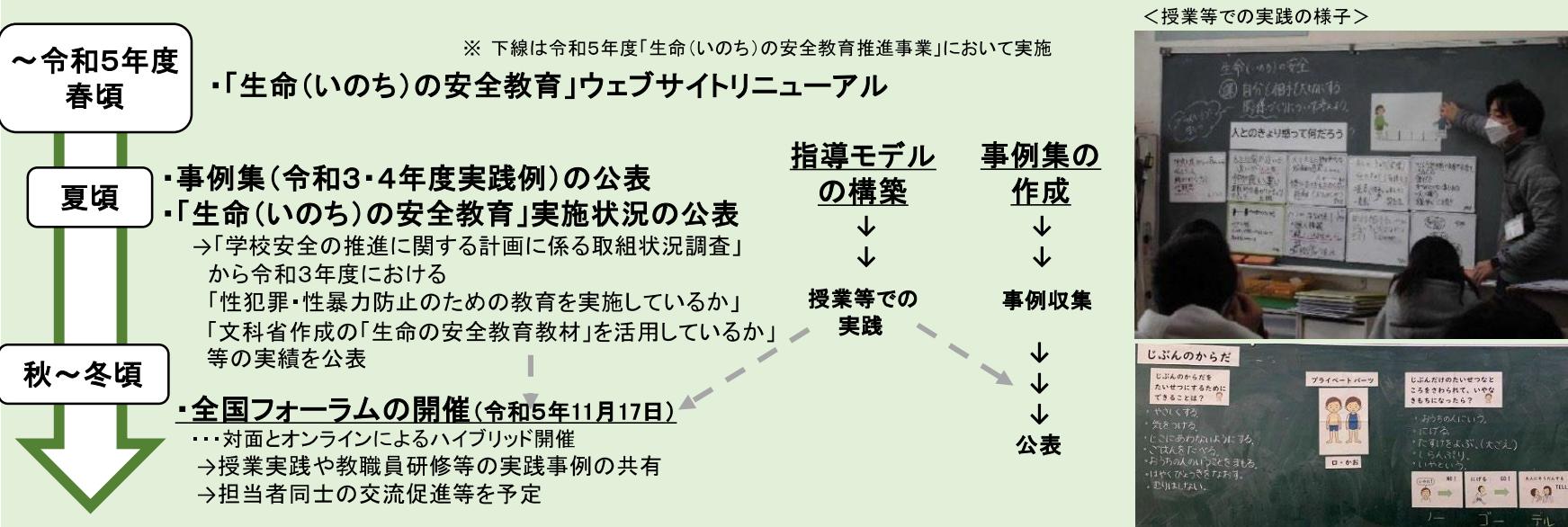
令和2年度から令和4年度までの取組：教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施を通じ、

「生命（いのち）の安全教育」の導入に参考となるコンテンツの作成・普及による環境整備

- 教材・指導の手引きの作成・公表（令和3年4月）>教材等を活用した指導モデルの作成（令和3年度～）・事例集の作成（令和4年度～）
- 動画教材の作成・公表（令和4年6月）、教員向け研修動画の作成・公表（令和4年11月）
- 生徒指導提要の改訂にあたり、性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む（令和4年12月）



令和5年度からの取組：これまでの取組を継続しつつ、**学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進**



上記の他、各種会議等を通じ、教育委員会等に向け「生命（いのち）の安全教育」の実施のための働きかけを隨時行う。